川崎市上下水道局規程第３０号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２２日

川崎市上下水道事業管理者　池之上　健一

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道条例施行規程（平成２２年川崎市水道局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第３９条中「超過料金」を「料金」に、同条第１項中「条例第２７条第１項第１号ただし書」を「条例第２７条第１項第１号の表（以下「料金表」という。）」に改める。

第４０条第１項及び第３項中「条例第２７条第１項第１号」を「料金表備考第２項」に、同条第３項第１号中「条例第２７条第１項第１号の表（以下「料金表」という。）中」を「料金表に規定する」に改める。

第４０条第３項第２号中「超過料金」を「使用料金」に、「定める」を「規定する」に改め、「段階別従量料金（」、「をいう。）」及び「、超過水量（使用水量のうち８立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超えるものをいう。）のうち」を削る。

第４０条第６項中「条例第２７条第１項第１号」を「料金表備考第２項」に改める。

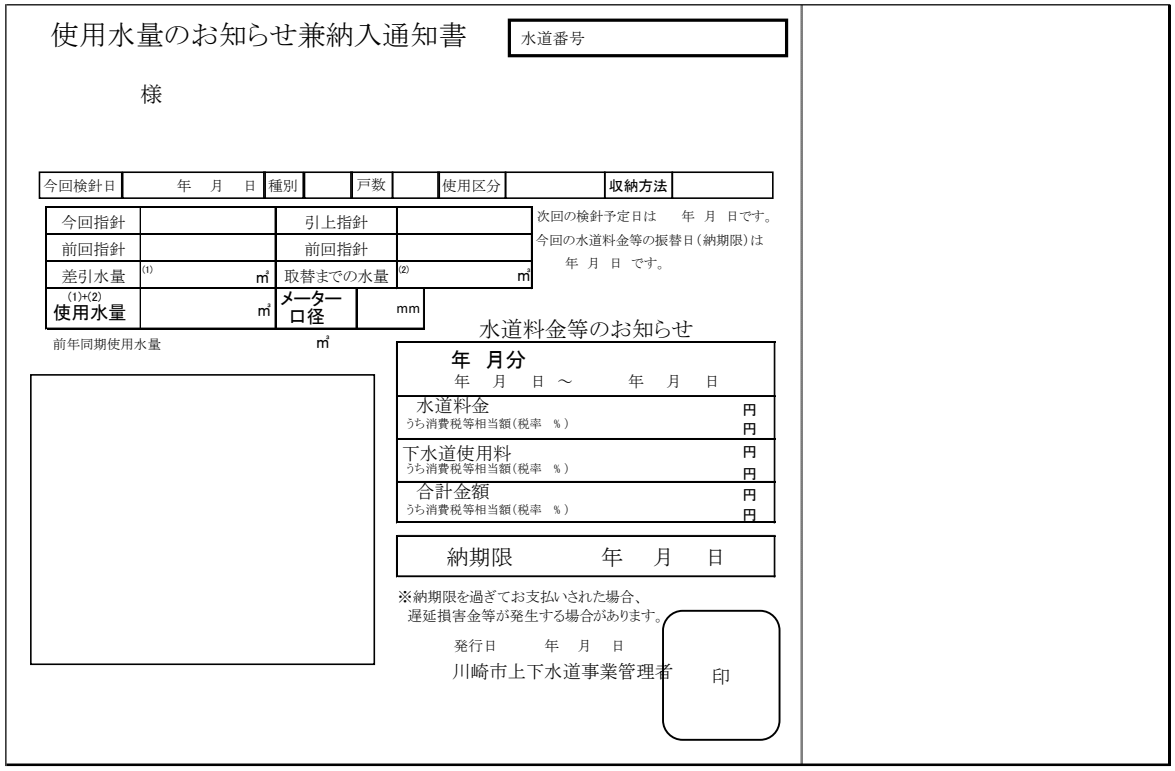
第４１条第３項中「料金表に定める超過料金」を「料金表（公衆浴場用の用途を除く。）に規定する使用料金」に改める。

第５７条第１項の表減免額の欄中「基本料金（専用給水装置にあっては、これに」を「料金表の一般用の基本料金（メーターの口径が20ミリメートルの基本料金の欄に掲げる額を上限とする。）に」に、「超過料金」を「使用料金（

メーターの口径が20ミリメートルの使用料金の欄に掲げる額を上限とする。）」に、「額）」を「額又は条例第２７条第１項第３号の表に規定する基本料金」に改める。

第２１号様式を次のように改める。

第２１号様式（第３６条関係）


使用水量のお知らせ兼納入通知書　水道番号

様

今回検針日	年　月　日	種別		戸数		使用区分		収納方法	

今回指針		引上指針	
前回指針		前回指針	
差引水量	(1) ㎥	取替までの水量	(2) ㎥
(1)+(2) 使用水量	㎥	メーター口径	mm

次回の検針予定日は　年　月　日です。
今回の水道料金等の振替日（納期限）は
年　月　日　です。

前年同期使用水量　㎥

水道料金等のお知らせ

年　月分 年　月　日 ～　年　月　日	
水道料金 うち消費税等相当額（税率　％）	円 円
下水道使用料 うち消費税等相当額（税率　％）	円 円
合計金額 うち消費税等相当額（税率　％）	円 円

納期限　年　月　日

※納期限を過ぎてお支払いされた場合、
遅延損害金等が発生する場合があります。

発行日　年　月　日
川崎市上下水道事業管理者　印

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２１号様式の改正規定は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この改正規程の施行の日から令和１０年３月３１日までの間は、第４０条及び第５７条１項の表中「料金表」とあるのは「条例附則別表」と、第４１条第３項中「料金表（公衆浴場用の用途を除く。）」とあるのは「条例附則別表」とそれぞれ読み替えるものとする。